

浜田市告示第 48 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項の規定により指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

事業者の名称、所在地及び代表者氏名	社会福祉法人清圭会 島根県浜田市港町 284 番地 8 理事長 本郷 静孝
事業所の名称及び所在地	指定特定相談支援事業所 結い 島根県浜田市港町 284 番地 8
指定年月日（有効期間）	令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
指定する事業の種類	指定特定相談支援
事業の主たる対象者	対象者の障がいの種類は特定しない
事業所番号	指定特定相談支援事業所 3230700068